

付属資料

1 計画策定の経過

年月	会議等	内容
令和5年9月	第1回策定会議（書面開催） 第1回幹事会（書面開催） 第1回プロジェクト会議（書面開催）	策定体制、スケジュール等 についての確認。
令和5年10月	第2回プロジェクト会議（13日）	(1)計画策定の背景と計画の 基本目標の方針について、 (2)策定プロジェクトの構 成・役割について、 (3)（仮称）次期健康みやざ き市民プラン分野別の視点 について検討。
令和5年10月	第3回プロジェクト会議（27日）	各分野別の新プランの目標 値、分野別指標、各課の取 り組み状況について検討。
令和5年11月	第2回幹事会（17日）	(1)計画策定の背景と計画の 基本目標の方針について (2)素案について審議、意見 交換。
令和5年11月	第2回策定会議（22日）	(1)計画策定の背景と計画の 基本目標の方針について (2)素案について審議、意見 交換。
令和5年12月	パブリックコメントの実施（12月28～ 1月29日）	市民の意見聴取。 意見に対する内容検討。
令和6年2月	第4回プロジェクト会議 第3回幹事会 第3回策定会議	パブリックコメント結果の 公表に向けての検討。 原案の最終審議、承認。
令和6年3月	パブリックコメントの結果の公表 「第3次健康みやざき市民プラン」策定	最終案の確定。 ホームページへの公表。

2 「(仮称) 第3次健康みやざき市民プラン」策定会議及び幹事会設置要綱

(設置)

第1条 子どもから高齢者まで全ての市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかに心豊かに生活できる活力ある社会を実現する指針として「(仮称) 次期健康みやざき市民プラン」を策定するため、「次期健康みやざき市民プラン策定会議」(以下、「策定会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成し、会長に健康管理部長を充てる。

2 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。ただし、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(策定会議)

第3条 策定会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて策定会議に関係職員の出席を求め、意見等を聞くことができる。

3 策定会議は、「(仮称) 次期健康みやざき市民プラン」に関する基本的事項等の審議を行う。

(幹事会)

第4条 策定会議の審議を円滑にするため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、幹事長に健康支援課長を充てる。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係職員の出席を求め、意見等を聞くことができる。

4 幹事会は、「(仮称) 次期健康みやざき市民プラン」素案の審議調整等を行う。

5 幹事長は、幹事会を招集し、議事をつかさどる。幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(プロジェクトチーム)

第5条 「(仮称) 次期健康みやざき市民プラン」素案作成、資料収集及び整理を行うため、幹事会にプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームは、別表3に掲げるものをもって構成し、部会長に健康支援課課長補佐を充てる。

3 部会長は、必要に応じてプロジェクト会議にチーム員以外の者の出席を求めることができる。

4 部会長は、プロジェクトチームを招集し、議事をつかさどる。部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

(庶務)

第6条 策定会議及び幹事会の庶務は、健康管理部健康支援課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日から施行する。

別表1 「(仮称)次期健康みやざき市民プラン」策定会議

財政部長
地域振興部長
福祉部長
子ども未来部長
健康管理部長
健康管理部次長(保健所長)
観光商工部長
教育局長

別表2 「(仮称)次期健康みやざき市民プラン」幹事会

財政部	国保年金課長
地域振興部	文化・市民活動課長
福祉部	福祉総務課長
	障がい福祉課長
	地域包括ケア推進課長
子ども未来部	子育て支援課長
健康管理部	健康管理部参事(保健所副所長)
	地域保健課長
	健康支援課長
観光商工部	スポーツランド推進課長
教育委員会	保健給食課長

別表3 「(仮称)次期健康みやざき市民プラン」プロジェクトチーム

財政部	国保年金課
地域振興部	文化・市民活動課
福祉部	福祉総務課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課
子ども未来部	子育て支援課
健康管理部	地域保健課、健康支援課
観光商工部	スポーツランド推進課
教育委員会	保健給食課
事務局	健康管理部健康支援課

3 宮崎市保健センター 一覧

■宮崎市保健所・中央保健センター 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2	TEL:29-5281 FAX:61-1210
■宮崎市総合福祉保健センター 〒880-0930 宮崎市花山手東3丁目25番地2	TEL:52-1506 FAX:50-5557
■宮崎市佐土原保健センター 〒880-0297 宮崎市佐土原町下田島20660番地	TEL:73-1115 FAX:73-3511
■宮崎市清武保健センター 〒889-1696 宮崎市清武町船引187番地1	TEL:85-1144 FAX:64-5611
■宮崎市田野保健センター 〒889-1795 宮崎市田野町甲2818番地	TEL:86-0117 FAX:86-1987
■宮崎市高岡福祉保健センター「穆園館」 〒880-2221 宮崎市高岡町内山2877番地	TEL:82-5294 FAX:82-5401

4 参考資料

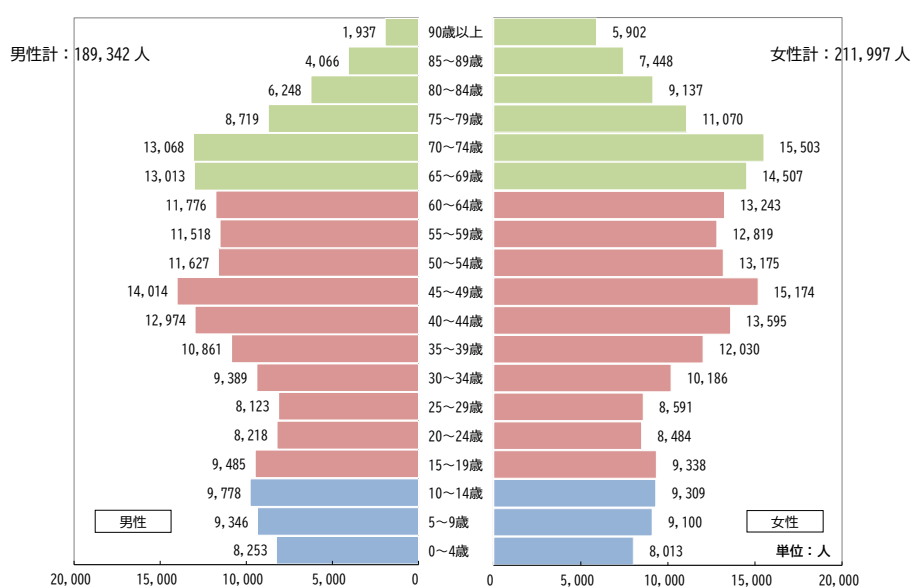
(1) 統計データ等

①人口構成の推移

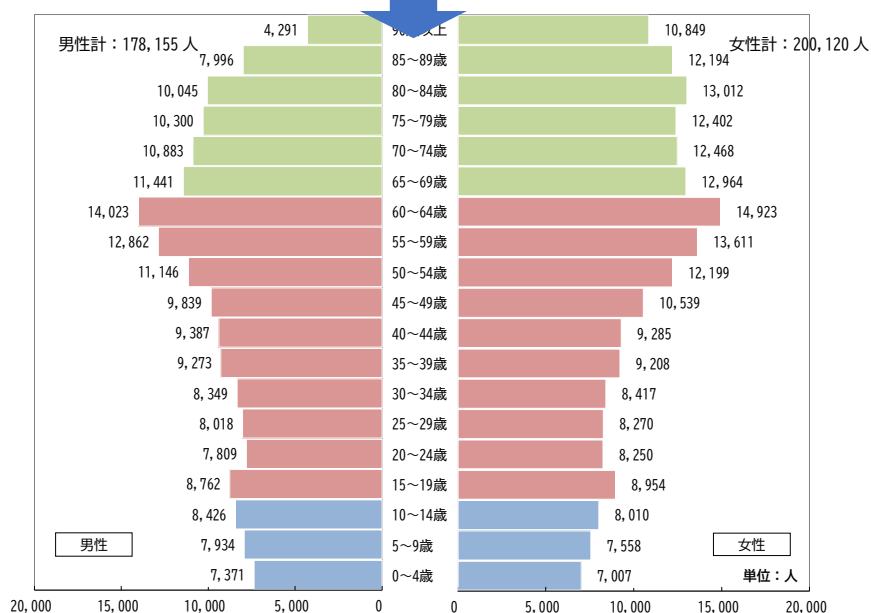
本市の令和2年実績と令和17年の将来推計の人口構成を比較すると、大きな山を形成していた世代（昭和22年～24年の第一次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代）が70歳を超え、増加しています。また、40歳以下の人口減少が顕著となり、少子高齢化がさらに進むことが伺えます。

■人口構成の比較

<2020（令和2）年 国勢調査>



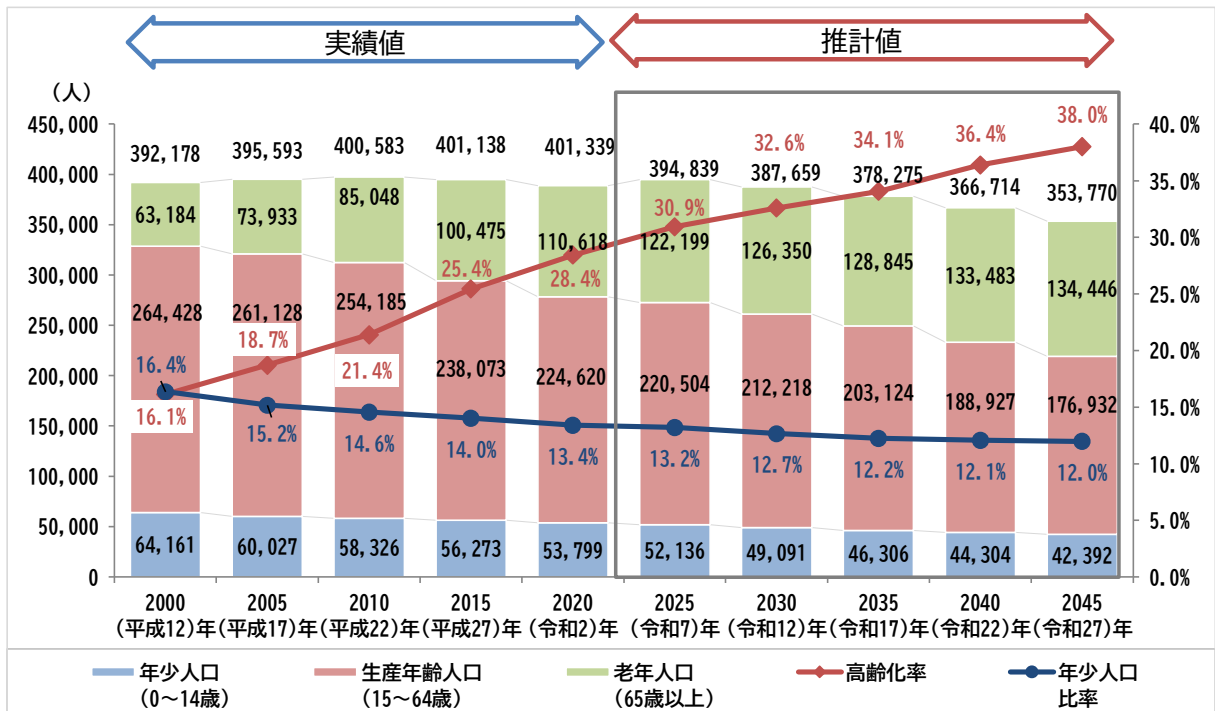
<2035（令和17）年 社人研将来推計人口>



②人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、平成 25 年をピークに、その後は減少傾向で推移しています。また、年齢 3 区分別をみると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の人口は減少し、一方、老年人口（65 歳以上）の人口は増加しています。

■人口 3 区分別の推移と将来推計



資料: 平成 12 年～令和 2 年は「国勢調査」総務省、令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」より
 ※総人口は年齢不詳を含む。高齢化率は年齢不詳を除いた総数で算出。

③世帯構成の推移

本市の一般世帯総数は増加傾向となっています。単独世帯、夫婦のみ世帯が増加する一方、その他の親族世帯が減少しており、核家族化が進んでいることが伺えます。

■世帯構成の推移

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯					その他の親族世帯		
			総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
平成12年	123,284	83,391	74,817	24,796	39,321	1,293	9,407	8,574	731	39,162
平成17年	129,485	85,607	77,203	27,135	38,051	1,432	10,585	8,404	878	43,000
平成22年	169,758	110,997	100,233	36,742	47,395	1,973	14,123	10,764	1,647	57,056
平成27年	174,942	110,522	101,121	38,861	45,861	1,981	14,418	9,401	1,376	62,563
令和2年	183,782	108,750	100,644	40,470	43,206	2,104	14,864	8,106	1,638	72,749
増減率	8.3%	-2.0%	-0.4%	10.1%	-8.8%	6.6%	5.2%	-24.7%	-0.5%	27.5%

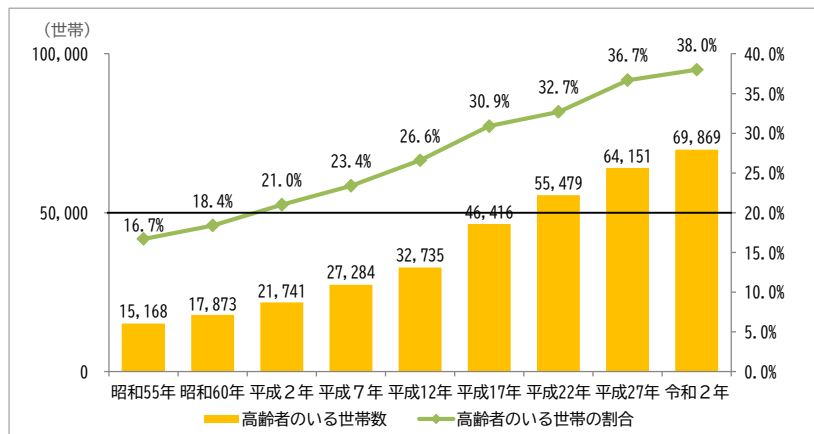
資料:国勢調査（※人口増減率は平成22年及び令和2年）

■世帯構成の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	123,284	150,090	169,758	174,942	183,782
65歳以上の高齢者のいる世帯	32,735 26.6%	46,416 30.9%	55,479 32.7%	64,151 36.7%	69,869 38.0%
ひとり暮らしの世帯	8,760 7.1%	12,965 8.6%	16,074 9.4%	19,977 11.4%	22,817 12.4%
高齢者夫婦世帯※	11,379 9.2%	12,272 8.2%	19,014 11.2%	22,463 12.8%	24,613 13.4%
その他の世帯	12,596 10.2%	21,179 14.1%	20,391 12.0%	21,711 12.4%	22,439 12.2%

資料:国勢調査



出典：国勢調査

④平均寿命と健康寿命の推移

本市の平均寿命は年々高くなっており、令和2年は男性 82.0 歳、女性 87.9 歳と男女ともに宮崎県平均を上回っています。

また、平均寿命と健康寿命との差をみると、男性で 1.42 歳、女性で 2.78 歳となっています。

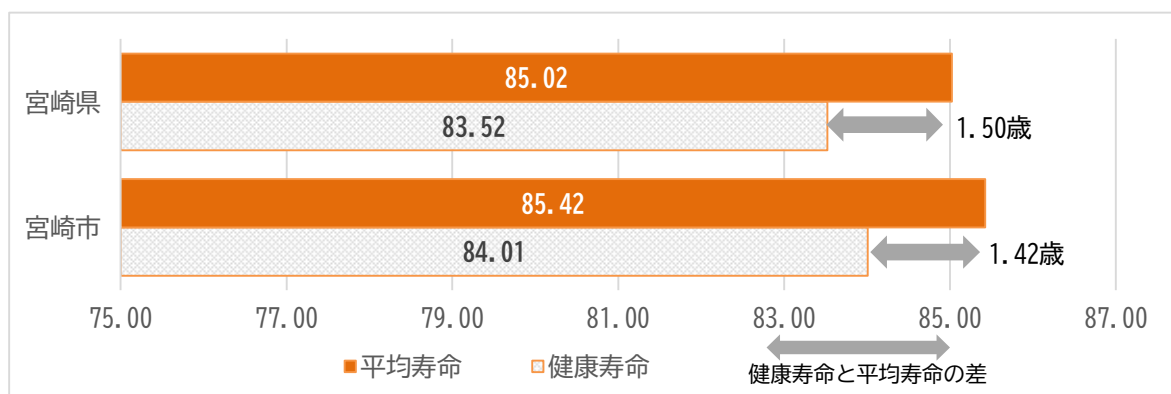
＜平均寿命の推移＞

単位：歳

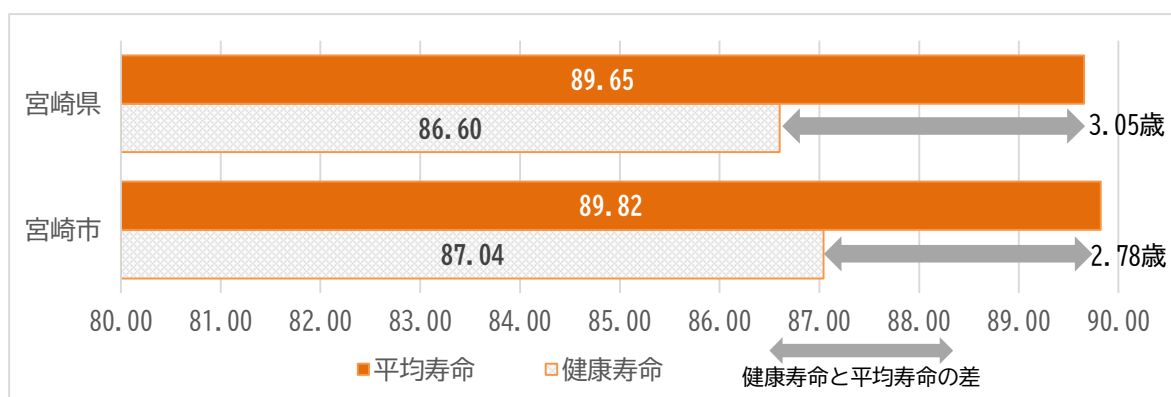
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
男性	宮崎市	78.3	79.7	80.9	81.1	82.0
	宮崎県	77.4	78.6	79.7	80.8	81.2
女性	宮崎市	85.7	86.9	87.3	88.2	87.9
	宮崎県	85.0	86.1	86.6	87.0	87.6

■平均寿命と健康寿命の差

【男性】



【女性】



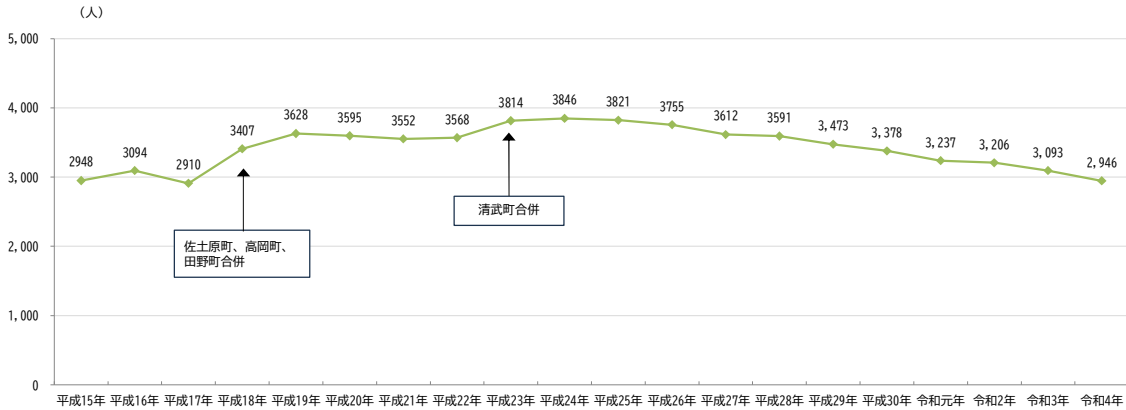
平均寿命・・・厚生労働省「令和2年市区町村別生命表の概況」
健康寿命・・・宮崎県健康づくり推進センター 令和元年算定

⑤出生数・出生率の推移

本市の出生数は年々減少しており、令和4年は2,946人と3,000人を下回りました。

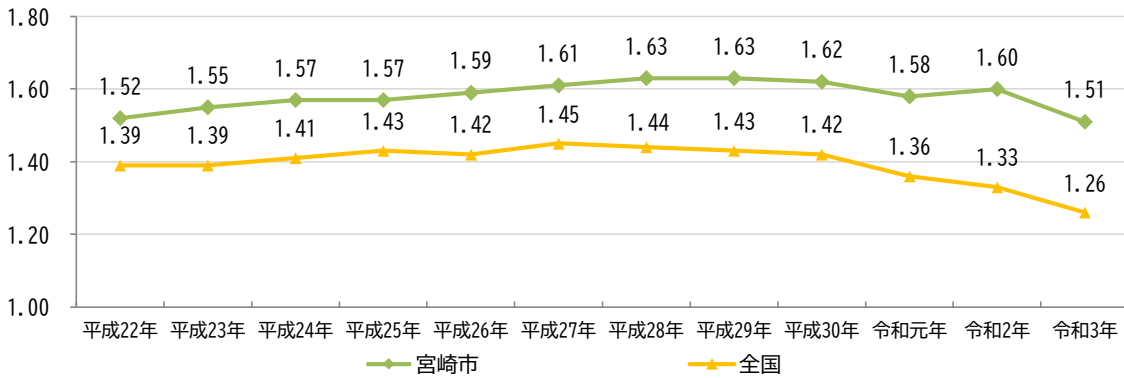
また、合計特殊出生率は、令和3年で1.51となり全国を上回っています。

■出生数の推移



資料：宮崎市「人口調査票」

■合計特殊出生率の推移

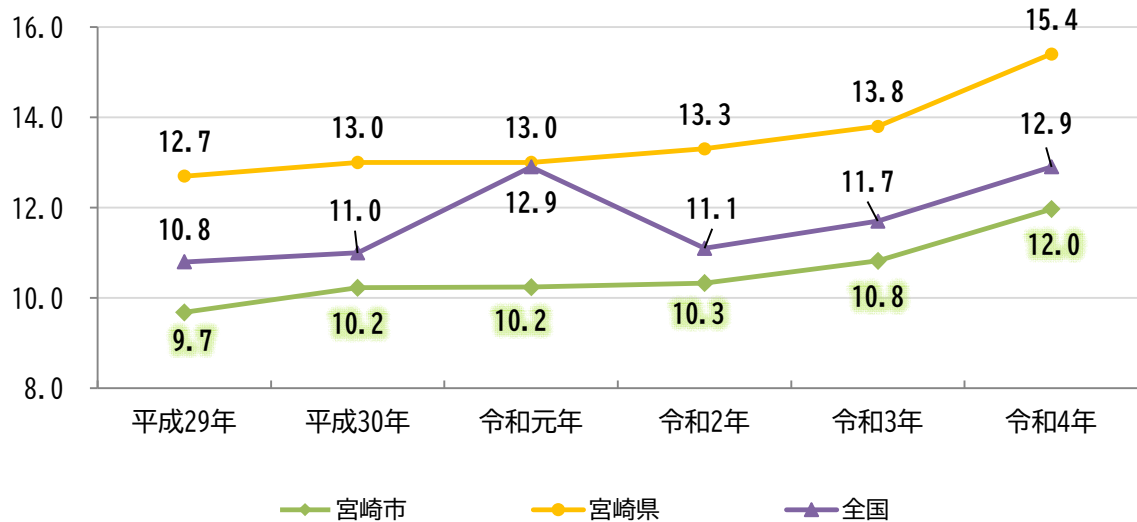


資料：厚生労働省「人口動態調査」、宮崎市「宮崎市保健所の概要」

⑥死亡の状況

本市の死亡率は全国、県より低くなっており、令和4年は12.0となっています。

■死亡率（人口千対）の推移



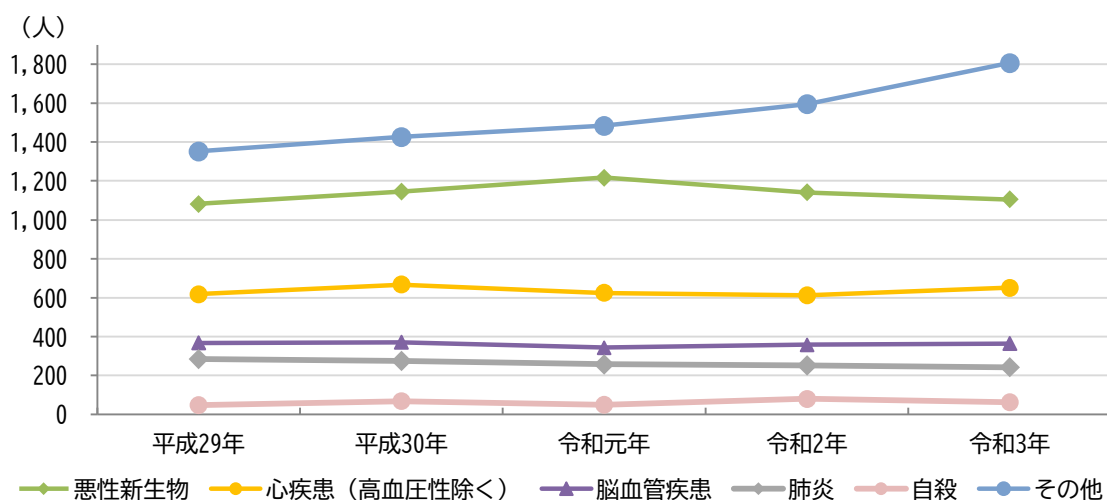
資料：厚生労働省「人口動態統計」

■主要死因別の死亡状況

単位：人

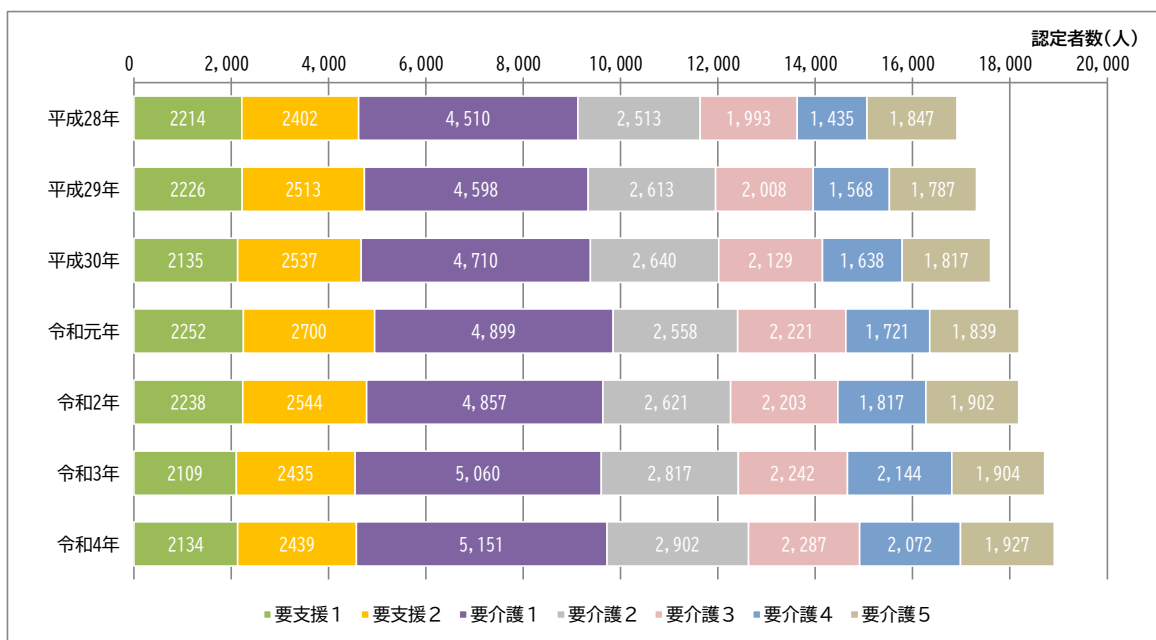
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
総死亡数	3,869	4,079	4,078	4,147	4,336
悪性新生物	1,082 27.9%	1,146 28.0%	1,217 29.8%	1,142 27.5%	1,105 25.4%
心疾患(高血圧性除く)	618 15.9%	668 16.3%	625 15.3%	612 14.7%	651 15.0%
脳血管疾患	368 9.5%	371 9.0%	343 8.4%	358 8.6%	365 8.4%
肺炎	285 7.3%	275 6.7%	258 6.3%	252 6.0%	243 5.6%
不慮の事故	116 2.9%	125 3.0%	103 2.5%	108 2.6%	132 3.0%
自殺	48 1.2%	68 1.6%	49 1.2%	80 1.9%	63 1.4%
その他	1,352 34.9%	1,426 34.9%	1,483 36.3%	1,595 38.4%	1,807 41.6%

資料：宮崎県「衛生統計年報」



⑦要介護（支援）認定者の状況

■要介護(支援)認定者数の推移



資料:厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」

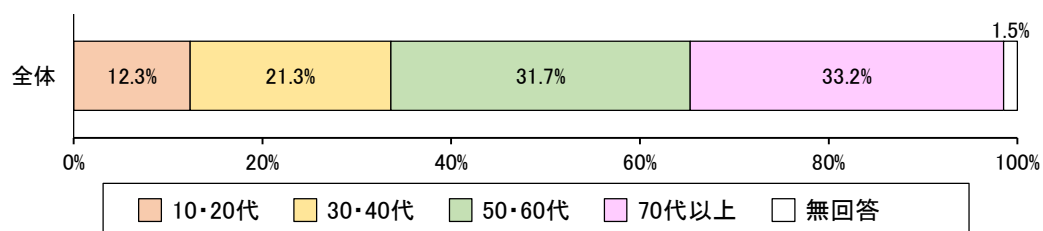
(2) 健康に対する市民の意識（市民意識調査結果）

「(仮称) 第3次健康みやざき市民プラン」策定及び円滑な推進に役立てるための基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

①調査の概要

調査の対象	宮崎市内在住で18歳以上の人3,000人 (住民基本台帳から無作為抽出)
回収状況	回答者数：958件（回収率：31.9%）
調査方法	調査票の発送は郵送方式。回収は郵送方式またはWEB方式
調査の期間	令和4年12月26日～令和5年1月20日

■回答者の年代



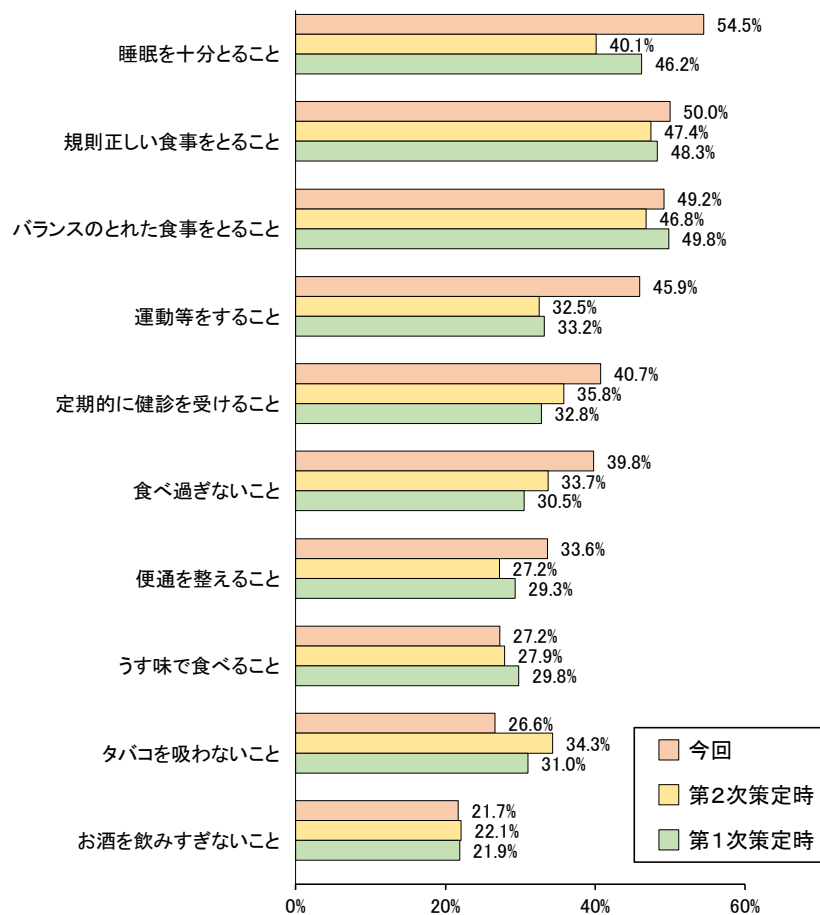
②主な調査結果

第1次計画策定時：第1次健康みやざき市民プラン[平成13(2001)年度]に実施…回答者数1,939人
 第2次計画策定時：第2次健康みやざき市民プラン[平成23(2011)年度]に実施…回答者数2,327人

(i) 健康に関することについて

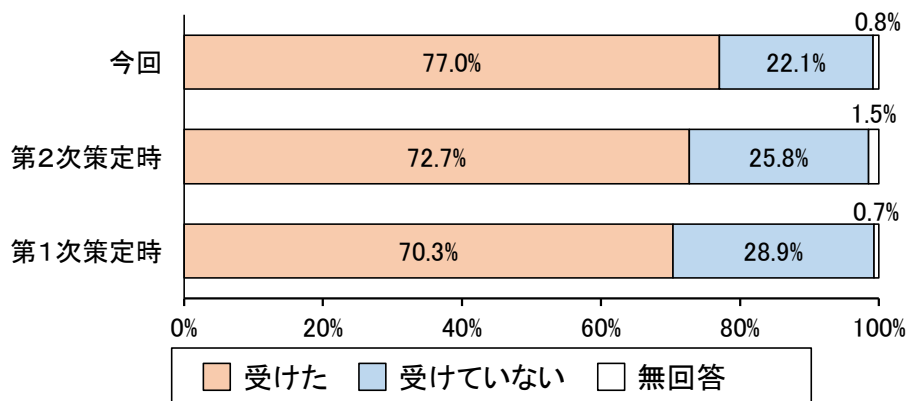
ア. <健康のために気をつけていること> ※複数回答

◇睡眠、食生活、運動の割合が高くなっています。



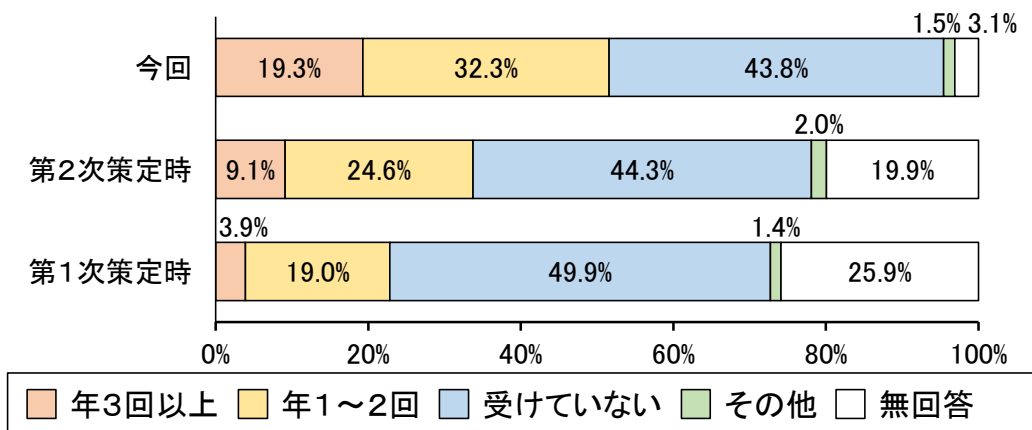
イ. <健康診断の受診状況>

◇さまざまな病気の予防、早期発見、早期治療などのための健康診断の受診率は70%台であり、増加傾向となっています。



ウ. <歯の定期検診の受診状況>

◇むし歯や歯周病予防のための歯の定期検診の受診回数の割合は「年3回以上」と「年1～2回」が増加傾向となっています。

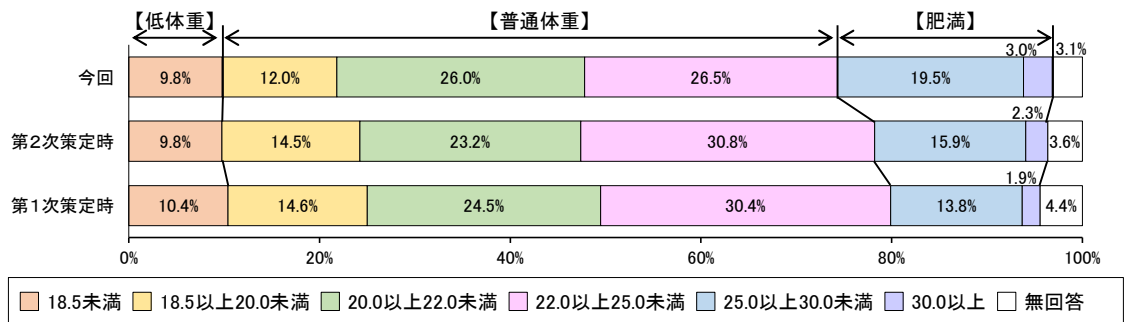


(ii) 生活習慣に関することについて

ア. <適正体重 (BMI※)>

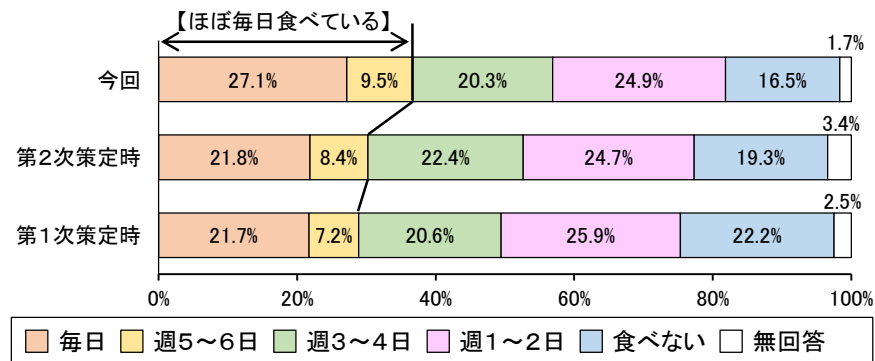
※BMI (Body Mass Index) とは、「体重 (kg) ÷ 身長 (m) の2乗」によって算出される「体重 (体格) 指数」です。低体重 (やせ) や肥満の判定に用いられます。「18.5未満」が「低体重」、「18.5以上～25.0未満」が「普通体重」、「25.0以上」が「肥満」として区分されます。

◇ 「肥満」の割合は増加傾向となっています。



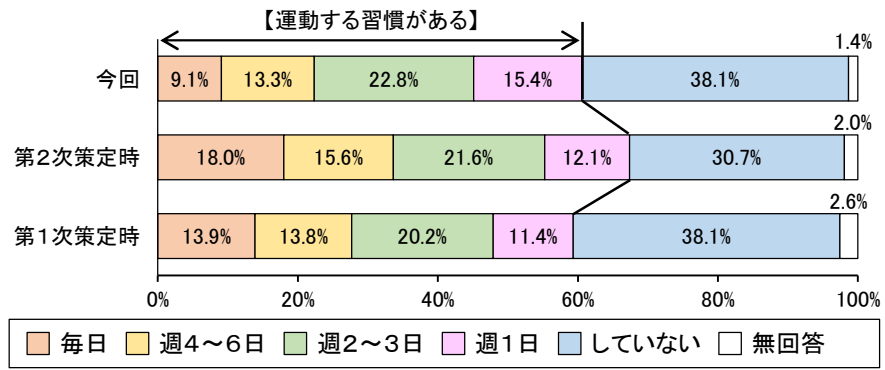
イ. <間食の習慣>

◇ 「ほぼ毎日食べている」の割合は増加傾向となっています。



ウ. <運動の習慣>

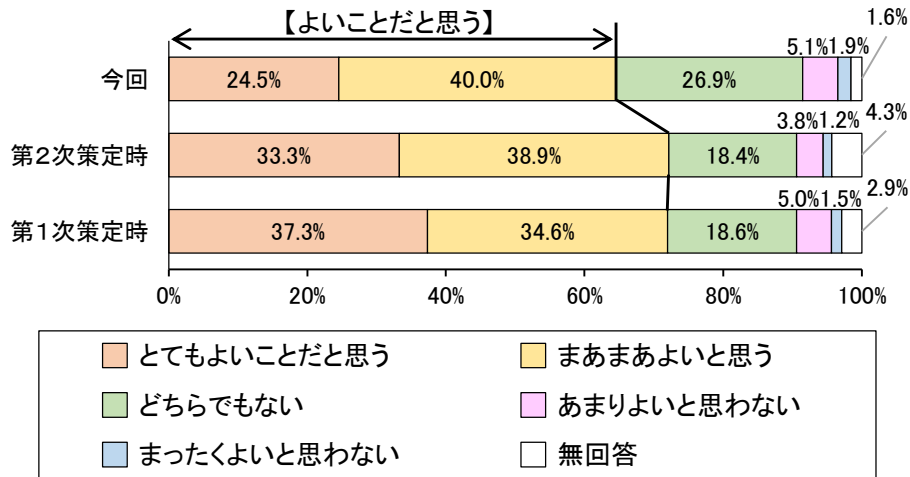
◇ 「運動する習慣がある」の割合はほぼ横ばいとなっています。



(iii) 地域とのつながりなどについて

ア. <地域とのつながりや付き合いに対する考え>

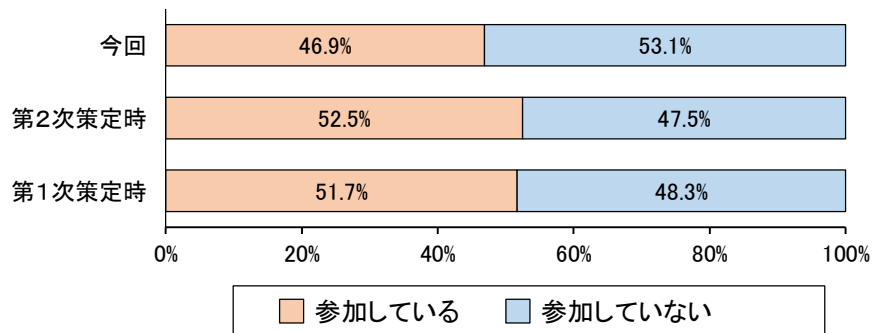
◇「よいことだと思う」の割合は減少傾向となっています。



イ. <社会活動*への参加状況>

※社会活動：地区清掃、自治会活動、まつり・イベント、老人クラブ活動等

◇「参加している」の割合は減少傾向となっています。
 (※新型コロナウイルス流行の影響を考慮する必要があります。)



第3次健康みやざき市民プラン
(令和6年度～令和17年度)

令和6年3月発行

発行・編集

宮崎市 健康管理部 健康支援課

〒880-0879 宮崎県宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2

TEL 0985-29-5286

FAX 0985-29-5208

E-mail : 1Ozousin@city.miyazaki.miyazaki.jp

宮崎市HP : <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>
